

安平町子どもの読書活動推進計画（案）に関する意見募集要領

安平町子どもの読書活動推進計画（案）について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

「第2次安平町総合計画」に位置づけられた施策として、「安平町生涯学習計画」等関連する諸計画との整合性を図りながら推進する計画である。
安平町のすべての子どもが様々な機会・場所において、自主的に読書活動を行うことができることを目的に、「安平町子どもの読書活動推進計画」の策定に向けて進めております。

つきましては、計画案に町民皆様のご意見を反映させ、より良いものにするため、以下のとおりご意見を募集します。

1. 意見募集の対象

安平町子どもの読書活動推進計画（案）

2. 公表する資料

①安平町子どもの読書活動推進計画（案）について

3. 資料の閲覧方法等

①下記の場所において閲覧できます。

- ・安平町役場総合庁舎 教育委員会事務局 社会教育グループ
- ・追分公民館 2F 事務所

②安平町ホームページに掲載しています。

③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

①持参：下記へ提出願います。

- ・安平町役場総合庁舎 教育委員会事務局 社会教育グループ
- ・追分公民館 2F 事務所

②郵送：安平町役場総合庁舎 教育委員会事務局（〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地）へ郵送してください。

③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。

総合庁舎 教育委員会事務局（0145-29-7030）

- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。
教育委員会事務局：sk-kyouiku@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

令和3年4月30日（金）～令和3年5月24日（月） 17時15分まで。

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
②郵送の場合：5月24日（月）付けの消印まで有効
③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）

意見募集期間の締切日は、5月24日 17時15分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
・安平町役場総合庁舎 教育委員会事務局 社会教育グループ
・追分公民館 2F 事務所
②安平町ホームページに掲載します。

8. その他

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地

安平町役場 教育委員会事務局 社会教育グループ

電話：0145-29-7036 FAX：0145-29-7030

E-mail：sk-kyouiku@town.abira.lg.jp